

大田市立第一中学校PTA会則

第1条 本会は大田市立第一中学校PTAと称し、事務局を大田市立第一中学校におく。

第2条 本会の目的は、次の通りとする。

1. 学校と家庭の連携を密にし、教育環境の改善を図る。
2. 生徒の学校・家庭生活における健全育成を推進する。
3. 本校に在籍する生徒・保護者・教職員の教養の向上を図るとともに、相互の親睦を図る。

第3条 本会は、本校生徒の保護者及び本校教職員をもって組織する入会、退会が自由な任意団体である。

第4条 本会の役員は、次の通りとする。

- | | |
|---------|--------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1～4名 |
| 3. 専門部長 | 各専門部1名 |
| 4. 監事 | 2名 |
| 5. 幹事 | 若干名 |

第5条 本会に顧問をおくことができる。(顧問は複数おくことができる)

1. 顧問は、会長が委嘱する。
2. 校長は、顧問とする。

第6条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

会 長 … 会務を総括し、諸会議を招集する。

副会長 … 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

専門部長… 各専門部等をまとめ、企画運営の中心となる。専門部の活動については、総務部会で諮り決定していく。

幹 事 … 本会の記録、通信、会計報告、財産管理等の職務を行う。

監 事 … 本会の会計の監査をする。

第7条 本会の役員の任期は一か年とする。原則として、会長、副会長、監事は次年度の役員決定までとし、その他の役員は3月末日までとする。但し、再任を妨げない。

第8条 本会の役員を選出は、下記による。

1. 会長、副会長、専門部長は、前年度末の評議員会で、会員の中から選出し、総会で承認を得る。
2. 監事は、会長が推薦し、総会の承認を得る。
3. 幹事は、会長が委嘱する。

第9条 本会の円滑な運営を図るため、次の専門部を置く。なお、会員は、以下の専門部の活動に可能な範囲で協力する。

総務部…会長、副会長、専門部長、幹事、顧問により構成し、本会の事業の企画・運営にあたる。

研修部…教養の向上を図るための活動等を行うことができる。

保健体育部…親睦を図り、健康の向上に関する活動等を行うことができる。

広報部…PTAの活動や学校のようなすを伝える活動等を行うことができる。

福祉部…学校と保護者の連携推進や教育環境改善に関わる活動等を行うことができる。

※各専門部に示されている活動内容以外を実施する場合は、総務部会で協議して決定する。

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

総会 …本会の最高議決機関とする。会則の変更、事業計画や予算決算の承認、役員
の承認、その他必要な事項の審議を行うため、必要により開くことができる。
総会の議長は副会長が務める。また、書面等により会員の意見を確認すること
に替えることができる。

総務部会…総務部員によって構成し、本会の事業の企画・運営を行う。

部会 …専門部長が招集し、専門部の活動を円滑に行うための協議を行う。また、書
面等により部員の意見を確認することに替えることができる。

第11条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、総会については、委任状を含め会員の過半数の参加により成立することとする。

第12条 本会の必要経費は、会費および寄付金をもって、これにあてる。本会の会費は、一世帯、月額100円とする。

第14条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。

第15条 本会の運営に関し、必要な細則については、総務部会の議決を経て定めることができる。

付 則 本会則は、平成5年4月1日より実施する。

平成 7年5月10日、一部改正。

平成11年4月30日、一部改正。

平成13年4月27日、一部改正。

平成15年4月24日、一部改正。

平成21年4月 1日、大幅に改正し、実施する。

平成24年4月22日、一部改正。

平成25年4月21日、一部改正。

平成29年4月25日、一部改正。

令和 4年4月26日、大幅改正。

令和 5年2月28日、一部改正。(第4条について)

令和 5年4月25日、一部改正。(第9条、第12条について)

令和 5年10月1日、一部改正。(第2条、第3条、第8条、第9条、第12条について)